

愛知県立昭和高等学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は愛知県立昭和高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校の全生徒を会員とする。

第3条 本会は教職員・PTAならびに地域社会と協力し、自律的で自主的、かつ協調性ある自治活動を行い、学校生活の向上ならびに本校の総合的発展を図る。
本会員は以上の目的を達成するため、互いに親睦を図り、意志を積極的に展開するように努める。

第2章 機 構

第4条 本会は議会・執行部・委員会・部長会・生徒集会・ホームルーム会からなる。

第3章 議 会

第5条 議会は、本会の目的を達成するために必要な権限を与えられた、本会最高の審議決定機関である。

第6条 議会は執行部及び議員により構成される。

第7条 議長及び副議長は、議会において議員中より議長1名副議長3名選出され、議長・副議長を選出したホームルームは議員を補充する。

第8条 執行部員は議会において発言することはできるが、賛否同数の場合の議長裁定を除いて、議決権はもたない。

第9条 議会は、会長または議員の3分の1以上の要求により、議長が召集する。ただし、前後期ともに、最初の議会のみ前任議長または会長が召集することができ、召集者を議長とする。

第10条 議会は原則として週一回開かれる。

第11条 議員は各ホームルームより2名選出される。議員の任期は4月から9月までの前期、10月から3月までの後期の各1期とするが、再選を妨げない。ただし辞任、執務不能の場合は必要に応じて補充する。

第12条 議員は、その議員のホームルームにおける無記名投票により、選挙者の3分の2以上によって解任要求された場合、直ちに辞任しなければならない。

第4章 執 行 部

第13条 執行部は、会長・副会長・書記・会計・常任委員長・議長・副議長によって構成される。

第14条 執行部は、委員会相互の連絡を図り、原案を調整する。また、他の委員会に属さない全般的なことを立案する。

会長がこの代表者となる。

第15条 執行部会は原則として週一回開かれる。

第5章 委員会

第16条 議会は常任委員会、特別委員会を置く。常任委員会は集会・文化・運動・地域活動委員会とする。特別委員会については別途定める。

第17条 委員会は議会より委任された任務を執行する。

第18条 委員会の任務内容については別途定める。

第19条 常任委員会は、各ホームルームより選出された委員により構成され、委員長は委員中より選出する。選出人数については別途定める。

第20条 委員長は、議会または当該の委員会において3分の2以上の解任要求のある場合、ただちに辞任しなければならない。

第21条 議会は必要に応じて適宜特別委員会を設けることができる。

第22条 各委員会には教師顧問若干名を置く。

第6章 部長会

第23条 執行部は各部活代表者と部長会を開き全校部活動の調整にあたる。また、委員長は必要に応じて部長会に参加する。

第24条 部長会は随時開く。

第7章 生徒集会

第25条 生徒集会は必要に応じて開き、生徒会運営上重要な問題につき議会の承認を受け討議する。その他種々の行事を行う。

第8章 ホームルーム会

第26条 ホームルーム会は各クラスの全員で構成し、議会及び委員会の報告を受けクラスの意見を広く聞いて討議し決議事項を議会に提出する。

第27条 ホームルーム会は原則として週一回開かれる。

第9章 部活動

第28条 部活動は同好者によって運営され、部員の研修実践の機関である。

第29条 部活動の存廃は議会の議決による。

第30条 各部活動には部代表者が置かれる。

第31条 各部活動にはそれぞれ若干名の教師顧問を置く。

第32条 部活動の経費は生徒会からの補助による。

第33条 部活動の活動基準・設置及び廃止、その他については別途定める。

第10章 役員

第34条 本会の役員は、会長1名・副会長1名・書記2名・会計2名とする。

第35条 役員の任期は、4月から9月までの前期、10月から3月までの後期の各1期とするが、再選を妨げない。ただし、次期役員が選出されるまでの期間はその残務権限を継続する。

役員選挙方法については別途定める。

第36条 会長は会務を総括処理し、生徒会を代表する。

第 37 条 副会長は会長を補佐し、会長が不在または執務不能の場合、職務を代行する。

第 38 条 書記は会則・付則の修正、役員の名簿等の正確完全な記録保持にあたる。

第 39 条 会計は会の資金の運営事務にあたり、教師顧問と連絡を取る。

第 40 条 会長及び会計は、任務の終わりに任期期間の経過報告を行う。

第 41 条 会長を除く役員が執務不能な場合、その場合に応じて議会の議員中より補充される。会長の場合は副会長が自動的に会長となり職務を遂行する。

第 42 条 議会における無記名投票において議員の 3 分の 2 以上の要求があるときは、役員はただちに辞任しなければならない。

第 11 章 議 長 団

第 43 条 議長は議会運営においていっさいの権限を有する。ただし、会長または議員の 3 分の 1 以上の議会召集の要求がある場合、必ず応じなければならない。

第 44 条 副議長は、議長が不在または執務不能の場合は職務を代行する。また、議会の議事録、通信文等につき正確完全な記録保持にあたる。

第 45 条 議長は、生徒会運営上必要と認めた場合、執行部との協議を経て、議会の承認を得た上で全校投票を行う。可決には 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。全校投票の決定を議会の決定とする。

第 46 条 議長団は執行部会において議決権をもたない。

第 47 条 議長及び副議長は、議会において 3 分の 2 以上の要求がある場合は、直ちに辞任しなければならない。

第 48 条 議長辞任の場合、副議長を仮議長として新議長の選出にあたる。

第 49 条 議長及び副議長不在の場合、会長を仮議長として臨時的議長を選出する。

第 12 章 財 政

第 50 条 本会の経費は、会費及び入会金その他によりまかなわれる。

第 51 条 役員は随時会計を監査する。

第 13 章 教師顧問

第 52 条 生徒会には現教職員によって選ばれた若干名の教師顧問を置く。

第 53 条 教師顧問は生徒会の諸会議に出席し、勧告及び助言をする。

第 14 章 最高決定権

第 54 条 学校長は生徒会の活動に関するいかなる問題に対しても最高決定権を有する。

第 15 章 会 議

第 55 条 会議の内容はすべて公開とする。

第 56 条 全ての会議は傍聴を妨げない。傍聴をする際は、事前にその会議の代表者に申し出る。

ただし、傍聴人は会議における議決権、発言権を一切もたない。

第 57 条 会議は特に定めのあるもの以外、構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立し、可決は出席者の過半数にてなされる。

第 16 章 会則の改正及び承認

第 58 条 本会則の改正案は、執行部により議会に提出される。会則の改正は、議会の 3 分の 2 以上の多数決により承認された後、全会員の 3 分の 2 以上によって可決される。

第 59 条 本会則は全会員の 3 分の 2 以上により可決された後、学校長及び職員会議の許可を得てただちに施行される。

平成 12 年 3 月改正 同年 4 月施行

平成 19 年 3 月改正 同年 4 月施行

愛知県立昭和高等学校生徒会委員会規則

第 1 条 本規則は本校生徒会会則第 3 条の「自律的で自主的、かつ協調性ある自治活動を行い、学校生活の向上ならびに本校の総合的発展を図る。」という理念の下に、生徒会会則第 16 条によって組織された常任委員会、特別委員会を効果的かつ円滑に行うために定める。

第 2 条 委員会は生徒の学校生活が充実したものになるための環境を作ることを目標とし、自治的な活動機関として置く。

第 3 条 生徒会会則第 16 条に基づき執行部の下に常任委員会と特別委員会を置く。次の常任委員会を置く。集会・文化・運動・地域活動委員会。次の特別委員会を置く。環境美化・図書・保健・放送・新聞・双樹・学園祭実行委員会。

第 4 条 各常任委員会及び特別委員会は、執行部会、議会の承認の下、その委員会に応じた選出方法によって構成される。

第 5 条 各委員会は若干名の顧問を置く。

第 6 条 各委員会はその委員会の特異性を生かした活動方針を持ち、顧問との連絡を保ちながら活動を行う。常任委員会の活動方針は執行部の議案として議会にかける。

第 7 条 各常任委員会、特別委員会は随時、委員長を通し執行部会に活動内容を報告する。

第 8 条 各委員会は総括者として委員長 1 名、また、当該委員会が必要と定めた人数の副委員長を置く。また、各常任委員会は総務会を設置し、委員会の運営をする。

- 第9条 集会委員会は各HRより選出された2名の委員によって構成され、各方面と連絡し適切な集会プログラムを企画しその運営にあたる。
- 第10条 文化委員会は各HRより選出された2名の委員によって構成され、特定の部活動に直結しない文化関係の事項にあたる。
- 第11条 運動委員会は各HRより選出された男女各1名の委員によって構成され、特定の部活動に直結しない運動関係の事項にあたる。
- 第12条 地域活動委員会は各HRより選出された2名の委員によって構成され、会員と学校周辺及び周辺地域との関係の維持向上の業務にあたる。
- 第13条 環境美化委員会は各HRより選出された3名の委員によって構成され、美化活動の事項にあたる。
- 第14条 図書委員会は各HRより選出された2名によって構成され、会員の読書活動などについての業務にあたる。
- 第15条 保健委員会は各HRより選出された男女各1名によって構成され、会員の健康管理の業務にあたる。
- 第16条 放送委員会は希望者によって構成され、放送業務にあたる。
- 第17条 新聞委員会は希望者によって構成され、新聞発行などの業務にあたる。
- 第18条 双樹委員会は第1学年及び第2学年の各HRより選出された2名の委員によって構成され、生徒会活動及び学校生活全般についての広報にあたる。
- 第19条 学園祭実行委員会は希望者によって構成され、学校祭全般についての活動にあたる。
- 後期は学園祭準備委員会と称し、翌年の学園祭に向けての準備活動を行う。
- 第20条 常任委員会、特別委員会の議会への提案は執行部会を通し、執行部の議案として議会に提出する。
- 第21条 会長は必要と認める特別委員会の委員長を執行部会に出席させることができる。ただし、執行部会、議会においても発言権は有するが議決権はない。
- 第22条 特別委員会を新たに設置あるいは廃止する場合は、執行部または議員から重要議案として議会に発議され、可決の上、学校長の許可を必要とする。
- 第23条 本会則の修正案は執行部または議員から重要議案として議会に発議され、可決の上、直ちに施行される。

平成12年3月改正 同年4月施行

平成19年3月改正 同年4月施行

令和6年3月改正 同年4月施行

愛知県立昭和高等学校生徒会選挙法

第1章 総 則

第1条 本法は、役員・議長・副議長の選挙方法を規定する。

第2条 生徒会会員は選挙権及び被選挙権を有する。但し、選挙管理委員は被選挙権を有さない。

第3条 本法の実施には選挙管理委員会がこれにあたる。

第2章 役員 の 直接選挙

第4条 全会員の無記名投票により選挙される（直接選挙と称する）。

第5条 役員 の 選挙は推薦制度による。

各候補者は、推薦責任者一名及び推薦者 30 名以上の署名を得なければならない。

第6条 選挙運動期間は届け出をしてから投票日までとする。

第7条 投票は選挙公示の日から2週間以内に行う。

第8条 生徒会役員選挙立会演説会の順は、会長、副会長、書記、会計とし、同一職内では届け出順とする。

第9条 投票数の多い順に当選者を決定する。

但し、立候補者が3名以上で次点者との得票数の差が有権者の2%以下の場合には決選投票を行う。

また、立候補者が定員以下の場合には信任投票を行う。その場合、投票者の過半数の得票で当選とする。

第3章 役員 の 間接選挙

第10条 立候補者に欠員が生じた場合、選挙管理委員会が役員補充特別議会を設けて次期議員を召集し、議員中からその議会に於いて互選する（間接選挙と称する）。このときの議事 進行は選挙管理委員長が行う。

第11条 役員 の 互選は、原則として立候補制度による。

第12条 支持者数の多い順に当選者を決定する。

但し、立候補者が定員以下の場合には信任選挙を行う。その場合、出席議員の過半数の支持者で当選とする。

第13条 議員は間接選挙により役員に選ばれた場合、そのHRから欠員数だけ補充する。

第4章 議長 ・ 副議長

第14条 役員が選出された後、最初の議会で議長および副議長の互選を立候補制度で行う。その召集は生徒会会則第9条による。議事進行は前任議長、議長不在の場合は、新会長が行う。

第15条 議長および副議長の互選は、支持者数の多い順に当選者を決定する。但し、立候補者が定員以下の場合は、出席議員の過半数の支持者で当選とする。

第5章 選挙管理委員

第16条 選挙管理委員が立候補者あるいは推薦責任者になるときは、辞任しなければいけない。その場合、そのHRから欠員数だけ補充する。

第17条 選挙管理委員は選挙運動に参加できない。

第6章 改正

第18条 本法を改正する場合、議会に於いて重要議案として取り扱われ、可決ののち直ちに施行される。

平成13年1月改正施行

平成13年11月一部改正施行

愛知県立昭和高等学校生徒議会議事進行法

第1条 目的

円滑な議会の運営を図るためにこれを定める。

第2条 議員の出席確認

議員は、議会開会前に議長団によって出席の確認を受ける。また開会中に出席しない議員は、理由と共に事前に議長団に申し出る。

第3条 議員の代理

原則として議員の代理は認めない。但し、どうしても出席できない場合、委任状により自分のHRの人を代理人にしなければならない。代理人はその議会において議員と同じ権限・責任を持つ。

第4条 議員及び代理人の義務

議員及び代理人は議会の報告を毎回正確にHRに行う。

第5条 顧問

本議会は生徒会顧問の出席のもとに行われるものとする。

第6条 参考人

議長が必要と判断した場合、議会に参考人を呼ぶことができる。参考人には発言権はあるが議決権はない。

第7条 傍聴人

議会開始前に議長の承認を得れば議会を傍聴することができる。但し、傍聴人は発言できない。議決権もない。発言などをした場合は退場を命じられることもある。

第8条 議案

議案は提案理由、提案内容を文面にし、議会において各議員に配布するものとする。但し、緊急議案は口頭によって説明することもできる。

第9条 議案の進行

議案は原則として執行部会を経るものとする。但し、緊急議案はこの限りではない。

第10条 緊急議案

緊急議案とは執行部会を経ず議員から出される議案のことである。議員は次のいずれかの手続きを経て緊急議案を出すことができる。

- ① クラスで決議する。
- ② 事前に議長へ報告する。
- ③ 議会において出席議員の2割以上の支持者を得る。

第11条 定足数

本議会は総議員の3分の2を定足数とする。尚、3学期は1・2年生の総議員の3分の2を定足数とする。

第12条 議会の流会

議会において出席議員の人数が定足数に満たない場合、議長団は協議を行い、議長は流会を宣言する。

第13条 議会の開閉会

議会の開会及び閉会は議長の宣言による。

第14条 議会開会中の議長権限

議長は議事進行上必要と認めた場合、発言の停止、取り消し、及び退場を命ずることができる。

第15条 発言

発言は議長の指名の後、起立して発言する。これ以外の発言はできない。

第16条 動議

動議とは議会開会中に予定の議題以外の討議事項を出すことである。議員は議案審議中に動議を出すことができる。その際、動議であることを明確にする。動議の種類及び取り扱いは別表の通りとする。また、動議の取り扱いは議長団の判断による。

第17条 提案者による議案の修正・撤回

審議中の議案を提案者が自ら修正したり撤回したりする場合、出席議員の過半数の賛成を必要とする。

第18条 討論の終了

議長が質問討論の終了又は採決を宣言した後は関連発言を行うことができない。

第19条 議 決

議案は原則として出席議員の過半数によって可決される。但し、可否同数の場合は議長団の協議によって決する。また議長の判断により単純多数によっても可決することができる。

第20条 再審議

議案が否決された場合、議長の判断により、再審議を行うか否かの採決を行うことができる。賛成が過半数を超えた場合、提案者は再検討した議案を再審議に付す。その際、否決された議案と同一のものであってはならない。

第21条 重要議案

出席議員の3分の2以上、又は執行部の過半数の賛成により、議案を重要議案に指定できる。その可決には、議員定数の3分の2以上の賛成を要する。規約の改正などが重要議案となる。

第22条 改 正

この議事進行法の改正は、出席議員の3分の1以上又は執行部の賛成により発議される。議会において重要議案として取り扱われ、可決ののち施行される。

主な動議の種類とその取り扱い

	支持者 ※5	討論	優先 順位	可 決 必 要	発議理由
動議の 撤回 ※1	不要	不要	1番	不 要	自分が起こした動議を撤回するとき に起こす。
閉会動議 ※2	必要	不要	2番	3分の 2以上	生徒議会の閉会が必要な時に起こす。
休憩動議 ※3	必要	不要	3番	過半数	生徒議会の休憩が必要な時に起こす。
修正動議 ※4	必要	必要	4番	過半数	議案の修正が必要な時に起こす。
討議打切 り動議	必要	不要	5番	過半数	議案の討議を打切り、採決を求める時 に起こす。
保留動議	必要	不要	6番	過半数	ある議案の保留が必要な時に起こす。
差し戻し	必要	必要	7番	過半数	提案者にその議案を再検討すること が必要な時に起こす。
委員会 付託動議	必要	必要	8番	過半数	議案を関連委員会へ付託することが 必要な時に起こす。

- ※1 動議の撤回は発議した本人のみとする。
- ※2・3に関しては議員の賛成と議長団の賛成を必要とする。
- ※4 同一の項目について複数の修正案が出た場合、それらを審議し、単純多数によってもっとも支持の多かったものを修正動議として取り扱う。
- ※5 支持者とは、出された動議を動議として取り扱う必要があると思う人のことである。支持者は1名以上とする。
- 付則 表にないものについては緊急動議とし、その取り扱いは議長団の判断による。
- 平成13年2月 改正・施行

愛知県立昭和高等学校部活動細則

- 第1条 [目的] 本細則は、部活動（同好会）の活動基準・設置及び廃止を規定する。
- 第2条 [部員の入退部] 部活動（同好会）の入退部の時期は、年度初めを原則とする。
- 第3条 [役員] 部活動（同好会）は、部長・副部長・部会計を置き次の任務を遂行する。
- (1) 部長……部活動を代表し、活動の中心となって総括する。
 - (2) 副部長…部長を補佐し、活動の記録（部活動日誌等）の保存をする。
 - (3) 部会計…会計事務及び設備・備品・消耗品等の管理をする。
- 第4条 [活動] 部活動（同好会）は原則として週1回以上の活動を行う。
- 第5条 [顧問] 部活動（同好会）には、本校教員による複数の顧問を置く。
- 第6条 [提出書類] 部活動（同好会）は、次の書類を生徒会副会長へ提出する。
- (1) 部員名簿・年間活動計画書……4月
 - (2) 年間活動報告書……2月
- 第7条 [部長会] 副会長・各部活動（同好会）部長は（男女別活動の部活動は各1名）よりなり、必要に応じて開き、部活動への連絡及び、調整を行う。
- 第8条 [部活動対策委員会] 部活動対策委員会は、生徒会副会長・生徒会会計（1名）・議員（3名）・部長会代表（2名）（文化部1名・運動部1名）よりなり、任期は半年とする。
- なお、議会、副会長、部長会の要請があった場合は委員会を開く。
- 第9条 [同好会] 同好会は、予算面を除き全て部活動と同等の権利と義務を有する。
- 第10条 [同好会新設] 同好会を新設したいものは、下記の条件・手続きに従う。
- (1) 条件
 - ① 年間を通じて継続的に活動でき希望者が1・2年で10名以上いること。
 - ② 活動場所が確保されていること。

- ③ 顧問として指導に当たる本校教員が複数いること。
- (2) 手続
 - ① (1)の条件が満たされた場合、新設希望の代表者は同好会新設申請書を生徒会副会長に提出する。
 - ② 同好会新設申請書には次の事項を記入する。
 - a) 名称 b) 目的 c) 新設理由 d) 活動内容 e) 活動場所
 - f) 活動日・時間 g) 顧問(複数) h) 同好会代表者 i) 会員名簿
 - j) その他必要事項
 - ③ 生徒会執行部は、調査・検討を加えた後、部長会にはかり、生徒議会で提案・議決する。
 - ④ 生徒議会の承認後、部顧問会・職員会議、学校長の承認を得て、同好会は成立し、成立と同時に発足する。

第11条 [同好会の部活動への昇格] 同好会の部活動への昇格は、以下の条件・手続を満たしたときによる。

- (1) 条件
 - ① 会員が1・2年を合わせて10名以上、そのうち1年生が5名以上いること。
 - ② 同好会として1年以上の実績があること。ただし、同好会の特殊性・必要性を考慮することがある。
- (2) 手続
 - ① (1)の条件が満たされた場合、同好会代表者は部活動昇格申請書を生徒会副会長へ提出する。
 - ② 昇格申請書には、第10条(2)の②の事項の他に、過去1年以上の活動記録を加える。
 - ③ 生徒会執行部は、調査・検討を加えた後、部長会にはかり、生徒議会で提案・議決する。
 - ④ 生徒議会の承認後、部顧問会・職員会議、学校長の承認を得て、部活動に昇格し、成立は新年度とする。

第12条 [同好会への降格] 部活動の同好会の降格は、以下の事由・手続による。

- (1) 事由
 - ① 部員が1・2年で2名～4名となった場合。
 - ② 部員の出席が悪く、活動が不十分な場合。ただし、部活動の特殊性・必要性を考慮することが出来る。
- (2) 手続
 - ① 部活動が上の項目に該当した場合、生徒会執行部は調査・検討を加えた後、部長会にはかり、生徒議会に提案・議決をする。

② 生徒議会の承認後、部顧問会・職員会議、学校長の承認を得て、新年度から、同好会へ降格する。

③ 部活動の同好会への降格の判断は、新年度予算編成時に行う。

第13条 [同好会・部活動の廃部] 同好会・部活動の廃部は、以下の事由・手続による。

(1) 事由

① 指導に当たる部顧問がいない場合。

② 部員が1・2年生で0名又は1名となった場合。

③ 部員の出席が悪く、活動が全く行われていない場合。ただし、部活動の特殊性・必要性を考慮することが出来る。

(2) 手続

① 部活動が上の項目に該当した場合、生徒会執行部は調査・検討を加えた後、部長会にはかり、生徒議会に提案・議決をする。

② 生徒議会の承認後、部顧問会・職員会議、学校長の承認を得て、新年度から、同好会・部活動は廃部とする。

第14条 [特別委員会] 特別委員会のうち、放送委員会・新聞委員会は部活動として扱う。ただし、第12条・第13条の適用を受けない。

第15条 [部活動細則の改正手続き] 部活動細則の改正手続は、議員、副会長の発議後、部長会にはかり、生徒議会に提案・議決する。その後、部顧問会・職員会議、学校長の承認を得る。

第16条 [例外的規定] 上記の細則で対応できない事態が生じた場合、教職員は生徒会執行部とその内容を協議し原案を作成し、部顧問会・職員会議、学校長の承認を得る。その後、生徒議会にて報告する。

附 則 1 (発効) この部活動細則は、平成16年4月1日から実施する。

2 (組織) 部活動(同好会)は別表1に組織される。(別表は略)

3 (発効) この部活動細則は、令和5年度の改正を受け、令和6年4月1日から実施する。

4 (改定) 第2条(2)、第5条を削除、新第15条を修正、新第16条を新設。令和7年度から実施する。(第5条削除により5条以下の条数繰上げ)